

2014年4月8日

各 位

大阪労働者弁護団
代表幹事 丹羽 雅雄



(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8-501
電話06-6364-8620 FAX06-6364-8621

労働法制改悪に対する反対声明

安倍政権の労働法制改悪に対して

安倍政権は、憲法改悪、解釈改憲により個人の尊重、平和主義を基本とする社会の在り方を根底から変え、また、戦後の労働運動が獲得し、維持してきた労働者の権利保護法制をその理念から崩そうとしている。

労働法制の策定・変更は、少なくとも公・労・使の三者による協議を尽くし、民主的な手続で進めなければならない。しかるに安倍政権は、日本経済再生本部、産業競争力会議などを駆使し、他方では労働政策審議会を軽視し、使用者・企業の意見を速やかに吸収しながら、「日本再興戦略」、「規制改革実施計画」を閣議決定した。そしてわずかな調整をただけで、2014年3月7日には施行間もない労働契約法18条を骨抜きにする有期雇用特別措置法案を閣議決定し、また同年3月11日には労働者派遣法についてその常用代替防止の絶対的要請を根底から崩す改定法案を閣議決定し、それぞれ国会に上程した。

さらに、安倍政権は、労働時間規制の緩和、ジョブ型正社員の導入、解雇事案の金銭解決など、労働者を長時間労働に駆り立て、格差を拡大し、解雇しやすくする法制への変更を企てている。また、ハローワークの情報を民間に開放し、労働者を有料職業紹介事業者の利益の手段にしようとしている。

産業競争力会議の雇用・人材分科会の『「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」の実現を目指して』（2013年12月26日）は、まさに私たちの社会を、労働者をいつでも、どこでも、自由に使える、使用者にとって世界でトップレベルの社会にしようとするものである。この3月28日には、国家戦略特別区域法に基づく「雇用」特区として手始めに福岡市が指定された。4月1日には特区で活用されるとする「雇用指針」が公表され、解雇しやすい「ガイドライン」などを示している。

労働者の権利擁護を使命とする私たち大阪労働者弁護団は、安倍政権のこのような動きに断固として反対するものである。

労働者派遣法改悪に対して

安倍内閣は本年3月11日、労働者派遣法改定法案（以下「改定案」という。）を閣議決定し、第186国会へ提出した。報道によれば、安倍内閣は改定案を今国会で成立させ、2015年4月からの施行を目指すとしている。

改定案の最大の問題点は、直接雇用の原則を維持する観点から、「労働者派遣の利用は専門的・臨時的な業務に限る」としてきた労働者派遣法の根本原則を放棄している点である。

すなわち、改定案によれば、派遣先企業は、派遣元で無期雇用されている派遣労働者については、業務の種類にかかわらず、無期限に派遣労働者を受け入れることができる。また、派遣元と有期雇用契約を締結している派遣労働者についても、派遣先企業は3年ごとに労働者の過半数代表から、形式的に「意見を聴取」しさえすれば、人を入れ替えていつまでも派遣労働者を受け入れ続けることができる。

このような制度が導入されれば、派遣先企業は、あらゆる業務について無期限かつ無限定に派遣労働者を永続的に利用できるのであるから、これまで企業の業務を担ってきた直接雇用の正社員の多くが派遣労働者に置き換えられる、すなわち「常用代替」が促進され、「正社員ゼロ」への一里塚となる。

そもそも、戦後労働法は「労働力を必要とする者は、自ら労働者を雇用して労働力を調達すべきである」という直接雇用の原則の下、中間搾取の禁止（労基法6条）や労働者供給事業の原則禁止（職安法44条）によって、労働者と使用者の間に第三者が介入して利益を得ることを禁止してきた。これは前近代的労働関係において、労働関係への営利業者の介入が中間搾取による低賃金や劣悪な職場環境など、さまざまな弊害をもたらしたことへの反省にもとづくものである。

2008年のリーマンショック後の「派遣切り」の広がりと同年末の「年越し派遣村」は、直接雇用の原則の例外たる労働者派遣制度が、上記のような弊害を内包するものであることを白日の下にさらした。その結果、現在までに、きわめて不十分なながらも「派遣労働者の保護」を図るための若干の法改正が行われてきた。

しかし、現在でもなお、派遣労働者は派遣先企業にとって「安価で、いつでも使い捨て可能な」きわめて都合の良い存在として利用されており、派遣労働者は低賃金・不安定雇用を余儀なくされるとともに、そのような不安定な地位はセクハラ・パワハラ被害の温床になっているという問題も指摘されている。

いまとられるべき施策は、短期的には、このような不安定かつ劣悪な地位に置かれている派遣労働者の地位を向上させることであり、具体的には派遣先労働者との「均等待遇」を使用者に義務づけることである。そして長期的には、前述した「直接雇用の原則」に立ち戻り、派遣労働者の数を縮小させるための措置をとっていくことである。

よって、当弁護団は、改定案に断固反対するものである。

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」に対して

安倍内閣は、本年3月7日、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措

置法」案（以下「特措法案」という。）を閣議決定し、同日国会上程した。特措法案は、昨年4月に施行されたばかりの改正労働契約法18条1項に例外を設け、事実上これを骨抜きにしようとするものである。

すなわち、通算契約期間が5年を超えた有期雇用労働者には、期間の定めのない無期雇用への転換権が付与されることになったが、特措法案は、①5年を超える期間限定の「特定有期業務」に就く有期雇用労働者については、省令で定める一定の要件の下に上記通算契約期間を上限10年まで伸張し、②定年後有期雇用労働者として継続雇用される者については、継続雇用される期間は上記通算契約期間に算入しないとしており、2015年4月1日からの施行を予定している。

しかしながら、改正労働契約法は、附則3項で、法施行後8年を経過し無期転換権の行使が現実化した後に、18条の規定を再検討することを予定しているのである。それにもかかわらず、法施行後まだ1年しか経過していない現時点で、特別措置法としてあれ18条の例外を設けることは、あまりに性急かつ強引に過ぎる立法態度であるといわざるを得ない。

安倍内閣は、特定秘密保護法の立法をめぐって国中が揺れ動いた昨年12月に、十分な議論も経ないまま国家戦略特別区域法を成立させ、同附則2条で特措法案を本年の通常国会に提出することを宣言したのであるが、まさしく同スケジュールどおりに事態は進行している。

なるほど、特措法案は、高度の専門家的労働者であって一定の年収を得ている者や、定年後の継続雇用労働者に限定して例外的措置を行うものであり、その限りでは、一般有期雇用労働者には累が及ばないのかもしれない。

しかしながら、そもそも有期雇用という労働契約の在り方は、労働者にとっては期間経過後の雇用が保障されず、雇用不安を伴わざるを得ない雇用形態であり、労働契約法18条はこれを多少なりとも改善するための措置として立法されたものである。

いわば、ささやかな改善措置であったにもかかわらず、立法早々そこに例外を設け、しかも、上記一定の収入要件を法律で定めず省令に委任していることから、この先とめどなく適用対象者が広げられ、労契法18条が空洞化していくことが強く懸念される。

よって、当弁護団は、特措法案に断固反対するものである。

以上

2014年4月8日

大阪労働者弁護団 代表幹事 弁護士 丹羽 雅雄

(本声明についてのお問い合わせ先) 大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 大橋さゆり
〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-3 北浜清友会館ビル9階
大阪ふたば法律事務所 TEL:06-6205-9090 FAX:06-6205-9091